

○国土交通省告示第四百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道42号改築工事（有田海南道路・和歌山県有田市新堂字天神地内から海南市下津町小南字中通り地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県有田市新堂字天神及び字笹山谷地内

和歌山県海南市下津町鯉川字越戸、字星越、字深山、字下谷及び字瀬戸山、下津町小原字美野山、字北原及び字中田、下津町上字住田、字前原、字白巖及び字門脇、下津町下字岩ノ谷及び字山田垣内並びに下津町小南字西畑、字上通り及び字中通り地内

2 使用の部分 和歌山県有田市新堂字天神、字笹山谷及び字大峯並びに初島町里字長屋尾地内

和歌山県海南市下津町鯉川字越戸、字星越、字深山、字下谷及び字瀬戸山、下津町下津字袋谷、下津町小原字拝待、字美野山、字北原及び字中田、下津町上字住田、字前原、字白巖、字門脇及び字菅ノ谷、下津町丁字萩原、字岩ノ谷、字牛頭及び字山ノ神、下津町黒田字ハシカ谷、字中尾、字越前、字岩ノ谷南原及び字三味尾、下津町下字岩ノ谷及び字山田垣内並びに下津町小南字西畑、字上通り及び字中通り地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道42号改築工事（有田海南道路）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県有田市野字北地地内から海南市冷水字大谷地内までの延長9.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道42号改築工事（有田海南道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、それぞれ同条第3号に掲げ

る都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道42号（以下「本路線」という。）は、静岡県浜松市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約521kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する有田市及び海南市は、港湾法（昭和25年法律第218号）による国際拠点港湾に指定されている和歌山下津港を擁していることから、本路線は物流において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、地域住民の通勤、通学等を目的とした地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、有田市港町地内で20,113台／日であり、混雑度は1.94となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年9月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当

たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているウミホソチビゴミムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているフウラン、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ウミホソチビゴミムシについては、生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、道路照明を設置する場合には光の拡散を抑制する装置等も設置することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、今後、和歌山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成20年3月28日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、有田市長を会長とする国道42号・有田海南間整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県有田市役所及び海南市役所